

こせき の
戸籍にフリガナが載る
うんどう み

～ わたしたちの運動が実をむすんだ ～

フジワラ タダシ

かなもじかいは 1979年、法務大臣および民事行政審議会会長にあて、
けんぎ
つぎの建議をおこないました。



1. 戸籍簿に、字形（漢字）とならんで、発音（カナ）の登記欄をもうける。
2. 字形（漢字）または発音（カナ）の、どちらか一方の表記だけで、法的
こうしき しめいひょうき
に公式な氏名表記とみとめる。

り ゆう
理 由

すべての人名は、一定の発音（呼びかた）でなりたち、また、それを表記
いってい じけい はんめい ひょうき じけいそくはつおん
する一定の字形でなりたっています。したがって人名の表記は、字形即発音
もつと この かたち くに じょうよう かんじ
であることが、最も好ましい形であります。わが国で常用している漢字
だいぶぶん いちじすうおん はんめい じけい はつおん かなら いっち
の大部分は一字数音であるため、人名の字形と発音とは必ずしも一致して
おりません。そのため、現行戸籍法で漢字の字形だけを登記しているのは、
はつおん はんめい はんめん どうき
発音がしめされず、人名の半面だけの登記にすぎません。

はんめい はつおん しゃかいせいかつ ししょう
人名の発音があきらかにされないことは、社会生活にさまざまな支障をお
こします。ことに高精能の事務機械の使用に障害となります。内閣は、閣達
こう ごう しょうわ ねん じむぶんしよ はんめい が
甲104号（昭和24年）で、事務文書での人名カナ書きをみとめておりま
すが、これをさらに前進させ、すべての場合に発音（カナ）の表記を正当な
はんめいひょうき ほうてきこんきよ しょうらい しゃかい ひつよう
人名表記として法的根拠をあたえることが、将来の社会のため、必要なこと
かんが
と考えます。

いじよう ごう はんめい ひょうき ほうてきこんきよ
（以上、「カナノヒカリ」679号「人名の カナ表記に 法的根拠を」より
ぼつすい
抜粋。（フリガナはフジワラによる。）



このことは、その後も折にふれ訴えてきました。「カナノヒカリ」936号「漢字も一役買った「年金記録漏れ」問題」（2007年）など

そして昨年6月、戸籍法の改正がおこなわれ、戸籍簿に氏名の「振り仮名」が載せられることになりました。来年5月に施行される予定です。

この法改正の目的は、つぎのようなものとされています。



今まで、氏名の振り仮名は戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されることで、以下の効果が期待されます。

行政のデジタル化基盤整備の促進

本人確認情報としての利用

各種規制の潜脱行為の防止

（以上、法務省作成のリーフレット『戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまで』より抜粋。（フリガナはフジワラによる。））



つまり、漢字はデジタル化の障害物であり、本人確認の役に立たないが、悪事をするのには役に立つ、ということを経府が認めたということです。

もちろん、これを実現したのはカナモジカイだけの力ではありませんが、すくなくとも、カナモジカイの主張が、デジタル化社会の到来を先んじて見通したものであったことが証明されました。

しかしながら、確定したのは、建議の1の項目であり、2の項目については、これを完全に実現するためには、さらなる運動を展開していく必要があります。みなさん、カナモジカイの運動は、カタツムリのあゆみのようではあっても、着実に前進しています。カナモジカイの主張は、時代の流れに沿った、理にかなったものだからです。確信をもって進みましょう！